

2024年度 名古屋学芸大学 不正防止計画

名古屋学芸大学(以下本学という)は、本学における公的研究費の適正な運営・管理の基本方針に基づく具体的な対策として、不正を発生させる要因に対する不正防止計画を策定し、競争的研究費等の適正な運営及び管理を図るものとする。

1. 機関内の責任体系の明確化

項目	不正防止計画	具体的な取組
競争的研究費等の運営・管理に関わる責任体系の明確化	本学における公的研究費の適正な運営・管理の基本方針に基づき、「名古屋学芸大学における公的研究費の運営・管理に関する規程」において最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者等について定め、学内外に周知する。	別紙「名古屋学芸大学における公的研究費の運営・管理に関わる責任体系」のとおり明文化した責任体系を本学ホームページに掲載し、学内外に周知する。
監事に求められる役割の明確化	監事は、学校法人の業務運営等を監査し、機関の長に直接意見を述べる立場にあることから、競争的研究費等の運営・管理においても重要な監査対象として確認し、意見を述べる。	監事は、内部監査部門、不正防止計画推進部署及びその他の関連部署から情報提供を受け、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況、不正防止計画が不正発生要因に対応しているかを確認し、意見を述べる。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

項目	不正防止計画	具体的な取組
コンプライアンス教育・啓発活動の実施（関係者の意識の向上と浸透）	競争的研究費等に関わるすべての構成員に対して、定期的なe-learningプログラムの受講により不正使用の定義および事例等について意識の向上を図る。	全ての教育職員および競争的研究費等の運営・管理に関わる事務職員に対して、コンプライアンス教育として、就任時にe-learningプログラム「eL CoRE」の受講および誓約書の提出を求める。また、不正防止に対する意識の低下を防ぐため、少なくとも5年ごとに受講するものとする。
	当該年度に競争的研究費等を受給する全ての研究代表者および研究分担者に対して、コンプライアンス教育として、研究の適正な使用のための使用ルール等の説明を行う。	競争的研究費等受給者に経費執行の手引きを配布し、説明会を行う。年度途中の採択者及び転入者等に対しても、随時、説明を実施し、当該年度に競争的研究費等を受給する全ての研究代表者および研究分担者に対して、当該競争的研究費の配分機関が定める使用ルール及び本学の経費執行手続き等について説明を行う。
	本学における不正防止対策について、啓発活動として、競争的研究費等に関わるすべての構成員に周知する。	不正防止計画など、不正防止計画推進委員会における審議決定事項及び報告事項について、各学部の教授会で報告し、構成員に周知を図る。

項目	不正防止計画	具体的な取組
ルールの明確化・統一化	競争的研究費等の執行手引きを作成、周知し、毎年見直しを行う。	ルールと運用の実態の乖離や例外処理の常態化は不正発生の要因となるため、毎年手引きの見直しを行う。
職務権限の明確化	職務権限及び決裁権限を明確化し、不正防止のチェック機能が有効に働くよう、周知する。	競争的研究費等に係る職務権限及び決裁権限について競争的研究費等の執行手引きに記載し、周知を図る。 また、不正防止のチェック機能が有効に働くよう、発注、検収、出勤簿管理、経理管理を行う部署が連携する。
告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程等の整備及び運用の透明化	機関内外からの告発等を受け付ける通報窓口を設置、不正にかかる調査の体制・手続き等について規定する。	通報窓口を設置し、学内外に周知する。不正にかかる調査の体制・手続き等について、「名古屋学芸大学公的研究費の運営・管理に関する規程」及び「名古屋学芸大学公的研究費の不正使用に関する告発等手続き要項」に則り対応する。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

項目	不正防止計画	具体的な取組
不正防止計画の推進を担当する者又は部署の設置	本学の不正防止計画を推進する組織として、不正防止計画推進委員会を設置する。	不正防止計画推進委員会は、不正防止計画推進委員会規程に基づき、統括管理責任者を委員長とし、コンプライアンス推進責任者および最高管理責任者が指名した者で構成する。
不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施	不正防止計画推進委員会は、統括管理責任者とともに不正を発生させる要因を調査・把握し、不正防止計画の策定及びコンプライアンス教育・啓発活動の実施計画策定・実施し、実施状況を確認する。	不正防止計画推進委員会において、不正防止計画及びコンプライアンス教育・啓発活動の実施計画を策定し、実施状況を確認する。 最高管理責任者である学長も委員会に出席し、学長に決定事項の報告や各部局の状況報告等を行う。
	不正防止計画推進委員会は、内部監査部門及び監事と連携を図る。	内部監査部門は、不正防止計画推進委員会に出席し、内部監査及び監事監査の結果を報告し、不正発生要因についての検討及び意見交換等を行う。 不正防止計画推進委員会は、監事に必要な情報を提供し、必要に応じて意見交換を行う。

4. 競争的研究費等の適正な運営・管理活動

懸念されるリスク	不正発生の要因	不正防止計画および具体的な取組
研究費の混同使用、目的外使用	発注時点での財源特定が不十分	競争的研究費等は、目的外使用が禁止されていることから、発注段階で支出財源を特定する必要があること、その経費使用に関する判断や使途に関する説明責任は研究者にあることについて、競争的資金受給者対象の説明会等で説明し、注意喚起を行う。 競争的研究費等において研究者による発注を行う場合は、発注（立替購入）後、支出財源および当該研究における必要性、使用目的を明確にした発注報告書または立替払請求書を速やかに事務担当者に提出するルールとしている。

懸念される リスク	不正発生の要因	不正防止計画および具体的な取組
研究費の 混同使用、 目的外使用	目的が不明瞭な 予算執行	当該競争的研究費等の目的に合致した予算執行を行うこと、および当該予算執行にかかる研究者の説明責任について、競争的研究費等にかかる経費執行の手引きへの掲載及び説明会等において周知徹底する。 また、説明会等において、不明点については相談窓口である事務局総務課に確認するよう周知する。また、事務部門が経費執行書類等の確認を行う際に、形式的な書類の照合ではなく、使用ルールや研究内容等との整合性を確認する。
	予算執行の特定の時期への偏り	事務部門が経費執行状況を把握し、執行率が低い研究課題の研究者に対しては随時確認を行う。 競争的研究費等を受給するすべての研究者に対して、年度末の執行における注意事項について周知する。
	予算の使い切り意識	競争的研究費等受給者に、配分機関のルール等に基づく繰越制度や期間延長制度等について周知する。 競争的研究費等による経費執行は、当該研究遂行上必要な経費に限られるため、研究代表者（分担者）は当該経費執行に関して説明責任を負うこと、当該研究の計画性や購入の必要性に疑義が生じないようにするため、年度末に集中した研究費の使用や単に残額を使い切るための使用をしないことについて注意を促す。 また、未使用額を返還したことによりその後の科研費の審査において不利益が生じることはないことを周知徹底する。
業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用、架空取引による業者への預け金	発注、発注検収制度の理解不足	競争的研究費等による執行においては、すべての購入物品、役務契約について、事務部門による納品確認、役務が実施された事実確認を行うこと、研究者発注が認められる基準額、発注、検収の手順等について、競争的研究費等受給者に周知する。 検収は、原則として納品時に行うこと、立替購入の場合は購入後速やかに検収を受けることについて周知する。
	納品検収業務の形骸化	納品検収業務担当者に、検収の際は、発注データ（発注書や契約書等）と納入された現物を照合するとともに、備え付け調整等の設置作業を伴う納品の場合は、設置後の現場において納品を確認する旨を周知徹底する。 経費執行書類の決裁時に検収日の整合性等の確認を行い、必要に応じて検収担当者や研究者へ状況確認を行う。 役務の提供における検収についても、執行の手引きに記載し、周知する。
転売等不正	転売が行われやすい物品の管理不足	寄付の対象となる備品に該当しない物品のうち、換金性の高い物品については、管理簿への登録および管理番号シールの貼付により、補助事業期間中、事務部門が管理する。また、必要に応じて、内部監査等により、使用・保管状況について確認する。

懸念される リスク	不正発生の要因	不正防止計画および具体的な取組
取引業者との 癒着 (預け金、架空請求、水増し請求など)	同一の研究室における、同一業者、同一品目の多頻度取引、特定の研究室のみでしか取引実績のない業者や特定の研究室との取引を新規に開始した業者への発注の偏り	競争的研究費等においては、不正な取引に関与した業者への処分方針を策定し、取引業者へ周知するとともに、一定の取引実績(回数、金額等)や本学におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で取引業者から誓約書の提出を求め、適正な取引の実行を図る。 ＜選定条件＞ ① 年度ごとに2回以上の取引があること ② 営業担当者が本学に出入りしていること ③ 次年度以降も取引が見込まれること ④ 1回の取引が30万円以上
カラ出張 旅費の重複 受給	出張の事実確認が不十分	研究者の出張計画の実行状況について、用務内容、訪問先、宿泊先、面談者等が確認できる出張報告書および出張の事実を確認できる資料等の提出を求め、重複受給がないかなども含め、用務の目的や受給額の適切性を確認する。
謝金の還流 行為	非常勤雇用者等の勤務実態の確認が研究室任せ	競争的研究費等による非常勤雇用者等については、原則として初回出勤日に、事務担当者が勤務条件、謝金の支出にかかるルールおよび必要書類等についての説明を行うとともに、コンプライアンス教育として不正事例等や本学の相談窓口についても説明を行う。また出勤簿を事務局に置き、事務担当者による出勤確認を行う。

5. 情報発信・共有化の推進

項目	不正防止計画	具体的取組
情報発信・共有化の促進	相談窓口、通報窓口を設置し、学内外へ周知する。	競争的研究費等の使用に関するルール等に関する相談窓口および告発等の通報窓口について、競争的研究費等の運営・管理に関わる構成員に説明会や執行の手引きへの掲載により周知するとともに、ホームページに掲載し、学内外への周知を図る。また、告発手続きや通報者の保護についても周知徹底する。
	競争的研究費等の不正への取組に関する方針等を外部へ公表する。	

6. モニタリングの充実

項目	不正防止計画	具体的取組
モニタリングの実施	内部監査部門による内部監査を実施する。	公的機関から配分される競争的研究費等については、通常監査、特別監査及びリスクアプローチ監査による財務情報に対するチェック及び備品の使用状況確認を行う。 また、科研費事務担当及び経理課支払担当との意見交換を通して、競争的研究費等の管理体制の不備の検証も行う。
	モニタリング体制の強化を図る。	「学校法人監事規程」に基づき、内部監査部門と監事及び会計監査人が連携し、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況や競争的研究費等の運営・管理の在り方等について意見交換を行う。

1. 責任体系の明確化

名古屋学芸大学における公的研究費の運営・管理に関わる責任体系

責任体系	責任・権限	役 割	職名
最高管理責任者	大学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う	○不正防止対策の基本方針を策定し、これを周知すること ○不正防止計画の進捗管理をすること	学長
統括管理責任者	最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について大学全体を統括する実質的な責任を負う	最高管理責任者が策定した不正防止対策の基本方針に基づき、大学全体の具体的な対策（不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動等の計画を含む。）を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、当該実施状況を最高管理責任者に報告すること	副学長（教育・研究）
コンプライアンス推進責任者	各部局の公的研究費の運営・管理について実質的な責任を負う	○当該部局において不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、当該実施状況を統括管理責任者に報告すること ○不正防止を図るため、当該部局の競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督すること ○当該部局において定期的に啓発活動を実施する。 ○当該部局において、構成員の競争的資金等の管理・執行状況等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導すること	管理栄養学部長 メディア造形学部長 ヒューマンケア学部長 看護学部長 大学院栄養科学研究科長 大学院メディア造形研究科長 大学院子どもケア研究科長 大学院看護学研究科長 別科助産学専攻長 健康・栄養研究所長 地域連携推進研究機構長 事務局長
コンプライアンス推進副責任者	当該学科の競争的資金等の運営・管理について実質的な責任を負う	コンプライアンス推進責任者を補佐し、日常的な管理監督を行うこと	管理栄養学科長 映像メディア学科長 デザイン学科長 ファッション造形学科長 子どもケア学科長 看護学科長 事務局総務課次長